

**令和4年第1回泉南市議会臨時会議案補助資料  
新旧対照表**



## 資料一覧表

(令和4年5月16日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
報告	1	専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	5
報告	2	専決処分の承認を求めるについて（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	11
議案	1	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案	2	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17



改正前	改正後
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第23条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金若しくは金銭又は次の各号に掲げる寄附金若しくは金銭（大阪府地方税法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金に関する条例（平成26年大阪府条例第135号）第2条の規定により指定された寄附金税額控除の対象となる寄附金のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に支出したものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第19条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（<u>所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。</u>）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第23条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金若しくは金銭又は次の各号に掲げる寄附金若しくは金銭（大阪府地方税法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金に関する条例（平成26年大阪府条例第135号）第2条の規定により指定された寄附金税額控除の対象となる寄附金のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に支出したものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第19条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>法第321条の8第60項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項及び施行規則</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>法第321条の8第62項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項及び施行規則</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記</p>

改正前	改正後
<p>載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>	<p>載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>
<p>10～14 (略)</p>	<p>10～14 (略)</p>
<p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>
<p>16 (略)</p>	<p>16 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第6条の4の2 (略)</p>	<p>第6条の4の2 (略)</p>
<p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。</p>	<p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は<u>5分の4</u>とする。</p>
<p>3 法附則第15条第16項に規定する市の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第16項</u>に規定する市の条例で定める割合は2分の1)とする。</p>	<p>3 法附則第15条第15項に規定する市の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第15項</u>に規定する市の条例で定める割合は2分の1)とする。</p>
<p>4 法附則第15条第23項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>4 法附則第15条第22項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>5 法附則第15条第24項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>5 法附則第15条第23項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>6 法附則第15条第24項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>6 法附則第15条第23項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>7 法附則第15条第24項第3号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>7 法附則第15条第23項第3号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>8 法附則第15条第25項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>8 法附則第15条第24項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>9 法附則第15条第25項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>9 法附則第15条第24項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p>

改正前	改正後
10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。	14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。	15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。	16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
20 法附則第15条第30項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	20 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
21 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	21 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
22 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	22 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
23 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。	23 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。
24 (略)	24 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
25 (略)	25 (略)
	26 (略)
(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)	(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)
第6条の7 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度	第6条の7 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度

改正前	改正後
<p>分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>	<p>分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（<u>商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5</u>）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>
<p>2～5 （略）</p>	<p>2～5 （略）</p>
<p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p>	<p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p>
<p>第7条の3 （略） 2～8 （略）</p>	<p>第7条の3 （略） 2～8 （略）</p>
<p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>	<p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>
<p>10 （略）</p>	<p>10 （略）</p>
<p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を</p>	<p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を</p>



改正前	改正後
<p>受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>12・13 (略)</p> <p><u>第9条の9の2</u> 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、<u>第34条の7第1項及び第2項</u>の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>	<p>用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>12・13 (略)</p> <p><u>第9条の10</u> 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、<u>第23条第1項及び第2項</u>の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>



改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 (略) (法附則第15条第16項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第16項に規定する市の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市の条例で定める割合は2分の1)とする。 (法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第42項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>5 (略) (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>6 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略) (法附則第15条第15項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第15項に規定する市の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市の条例で定める割合は2分の1)とする。 (法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>6 (略) (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>7 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る</p>

改正前	改正後
<p>計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>
<p>7 （略）</p>	<p>8 （略）</p>
<p>8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p>	<p>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p>
<p>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p>	<p>11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p>
<p>（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の</p>	<p>（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の</p>

改正前	改正後
特例)	特例)
11 (略) (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)	12 (略) (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)
12 (略)	13 (略)
13 (略)	14 (略)
14 (略) (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)	15 (略) (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)
15 (略)	16 (略)
16 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、 <u>附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第12項から附則第14項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></u></u>	17 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、 <u>附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、<u>第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第13項から第15項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、<u>附則第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></u></u></u></u></u></u>
17 法附則第15条第1項、第10項、 <u>第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項、第34項、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u> (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)	18 法附則第15条第1項、第10項、 <u>第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項、第33項、第35項、第36項、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u> (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)
18 (略)	19 (略)



議案第1号補助資料 特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第7条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、給料及び地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、この基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の192.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の202.5</u>を乗じて得た額に、更に、基準日以前6箇月以内の期間における特別職の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その支給の方法については、一般職の職員の例によるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第7条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、給料及び地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、この基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の185</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の195</u>を乗じて得た額に、更に、基準日以前6箇月以内の期間における特別職の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その支給の方法については、一般職の職員の例によるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>





議案第2号補助資料 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第23条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額はそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制の段階、職務の級等において、その職員の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める率を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、この基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じ更に基準日以前に6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員等に対する前項の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員 前項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 前項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の92.5</u>」とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第23条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額はそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制の段階、職務の級等において、その職員の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める率を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、この基礎額に<u>100分の120</u>を乗じ更に基準日以前に6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員等に対する前項の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員 前項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 前項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の110</u>」とする。</p> <p>4 (略)</p>

